平成２４年（フ）第２１５号
山形市南原町１丁目20番７―301号　コーポ南原
債務者　石嶋さゆり
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８６号
松江市東出雲町錦新町５－８－６　レオパレスＰａｒｋＳｉｄｅ108号室、住民票上の住所島根県仁多郡奥出雲町上阿井3780番地３
債務者　鴨山　智充
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで　松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５号
松江市東津田町2168番地430、前住所島根県出雲市斐川町神氷2802番地１　ベルメゾン３―20
債務者　若槻　　修
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで　松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３号
静岡県富士市宮島1051番地の１　市営住宅早川団地Ｃ―101号、前住所静岡県富士市宮下69番地の９
債務者　岡田　光治
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３４３号
奈良県橿原市石原田町293番地の２
債務者　加藤あゆみ
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
奈良県宇陀市榛原あかね台１丁目18番の５、前住所千葉県柏市柏７丁目10番22―203号
債務者　賀島　拓雄
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３５３号
奈良県葛城市尺土53番地11
債務者　古久保照美
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
奈良県磯城郡田原本町大字千代859番地の１201
債務者　干場　家基
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２号
奈良県香芝市狐井505番地56
債務者　中井　　誠
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３号
奈良県香芝市狐井505番地56
債務者　中井麻記子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６号
奈良県大和高田市礒野北町14番２―106号
債務者　比良　和美
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２５２７号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘２棟1101号
債務者　塩澤　　博
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８号
名古屋市緑区太子１丁目194番地　東丘住宅112号
債務者　野澤アツ子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９号
名古屋市緑区太子１丁目194番地　東丘住宅112号
債務者　野澤　一浩
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１号
愛知県大府市追分町２丁目338番地　ソレイユなりた103号
債務者　中川内敬子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２号
広島県安芸高田市吉田町吉田1544番地１　浜田アパートＤ号、前住所広島県安芸高田市向原町戸島1916番地21
債務者　玉屋　悦子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　広島地方裁判所三次支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２９２号
福井市城東４丁目５番２号
破産者　有限会社エヌ・エム商事
1　破産債権の届出期間　平成25年２月22日まで
2　一般調査期日　平成25年３月19日午前11時10分
平成25年２月５日　福井地方裁判所民事部破産係